

税理士法人 原会計事務所

原会計事務所だより



編集 発行 人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500 FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666 FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3334
安藤会計社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566 FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikai.com
URL http://www.harakaikai.com/

◆今号のトピックス◆

令和7年分確定申告 昨年からの主な改正事項

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)までとなっています。

【昨年からの主な改正事項】
令和7年度税制改正において、①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正などが行われましたので留意し

ましよう。

なお、令和6年分の確定申告書では設けられていた「定額減税」の記入欄は、この年限りの措置であったことから削除されました。

令和8年度税制改正大綱 所得税の「年収の壁」見直し

政府は「令和8年度(2026年度)税制改正大綱」を閣議決定しました。

【所得税】

所得税がかり始めるボーダーライン、いわゆる「年収の壁」については、現行の1

60万円から178万円に引き上げます。

また、消費者物価指数(CPI)の上昇率に連動させて控除額を2年ごとに見直す仕組みを創設します。24・25年はCPIがおよそ6%上昇したため、基礎控除と給与所得控除をそれぞれ4万円底上げします。

これに加え、2年間の時限措置として、基礎控除の特例と給与所得の特例をそれぞれ5万円ずつ上乘せします。

【中小企業関連】

①少額減価償却資産特例の拡充
中小企業が取得した少額資産を即時償却できる「少額減価償却資産の特例」について、物価高騰による備品等の価格

上昇を踏まえ、対象となる資産の単価基準を「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げます。

適用期限は令和11年3月31日まで3年間延長。

②賃上げ促進税制

賃金を上げた企業の法人税負担を減らす賃上げ促進税制については、大企業は制度を前倒して廃止し、中小企業に対しては現行の要件(雇用者全体の給与総額の増加率+1・5%以上)が維持されます。

このほか、法人版事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限が、2026年3月31日から2027年9月30日まで1年6か月延長されます。

暗号資産等取引の国際報告 制度が国内でスタート

令和8年1月1日から、暗号資産(仮想通貨)の取引情報を世界各国の税務当局間で共有する新しい制度「暗号資産等報告枠組み(CARF:Crypto-

Asset Reporting Framework)」が国内で始動しました。

この制度は、OECD(経済協力開発機構)が策定した国際ルールで、暗号資産を利用した国際的な脱税や租税回避を防ぐことを目的としています。

これにより、非居住者の暗号資産の取引情報を各国の税務当局間で自動的に教え合うこととなります。

例えば、海外の暗号資産交換業者を利用してする場合、その取引情報は、外国の税務当局を通じて日本の国税庁へ提供されることになります。

【届出書の提出と記載事項】

令和7年12月31日時点で既に国内の暗号資産交換業者等と取引をしている者は令和8年12月31日までに、令和8年1月1日以後新たに国内の暗号資産交換業者等と取引を開始する者は口座開設時の手続きの中で、暗号資産交換業者等に届出書を提出する必要があります。

【令和7年分】所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(月)～3月16日(月)▲

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日から同年3月16日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合に

ついてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が200万円を超える
- ② 給与を1ヵ所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2ヵ所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収

【昨年から主な改正事項】

- 令和7年度税制改正により、①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正などが行われたので留意しましょう。
- なお、令和6年分の確定申告書に設けられていた「定額減税」記入欄は、この年限りの措置のため削除されました。
- 【令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて】
- 税務行政のデジタル化における国税の手続き等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつは行われていないため、申告書等を書面提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみ提出(送付)することになります。

必要に応じて、ご自身で申告書等の控えの作成・保有、提出年月日については申告書等の控えへ記載するなどの管理が求められます。

確定申告が必要な人

(給与所得がある会社員の場合の主な条件)

- ①給与の収入金額(額面)が2000万円超
- ②給与所得と退職所得を除く各種所得(副業など)が20万円超
- ③給与を2ヵ所以上から受け取っていて年末調整されなかった給与の収入金額(額面)と副業などの所得の合計が20万円超



令和8年度税制改正大綱 所得税の「年収の壁」見直し 少額減価償却資産特例を拡充

政府は「令和8年度(2026年度)税制改正大綱」を閣議決定しました。今号では、大綱の中から注目される、いわゆる所得税の「年収の壁」の見直しと、中小企業に関連する項目として、「少額減価償却資産特例」、「賃上げ促進税制」などについて紹介します。

●所得税の課税最低限●	現在 160万円	2026年 178万円	給与所得 控除の特例 5万円
	最低保証 65万円	最低保証 69万円	物価連動 +4万円
	特例37万円	特例42万円	
	本則58万円	本則62万円	物価連動 +4万円
	給与所得控除 基礎控除		

所得税が課されるボーダーラインである、いわゆる「年収の壁」については、現行の160万円から178万円に引き上げられます。

①物価連動による引き上げ(+8万円)

今回の改正では、直近2年間の消費者物価指数(CPI)の伸びに連動させ、2年に1回のペースで基礎控除と給与所得控除を引き上げる仕組みを創設します。24・25年はCPIが約6%上昇したため、両控除の最低保障額をそれぞれ4万円引き上げます。

・基礎控除(本則)：58万円↓62万円(+4万円)

・給与所得控除(本則)：65万円↓69万円(+4万円)

②特例の上乗せ(+10万円)

さらに、特例に10万円分の上乗せ

措置が講じられます。この上乗せ分は、26年・27年の時限措置です。

・基礎控除の特例：37万円↓42万円(+5万円)

・給与所得控除の特例：5万円(新規追加)

■基礎控除特例の対象拡大

今回の改正では、控除額が増えるだけでなく、特例(上乗せ)が受けられる対象者も広がります。

これまでの最大額(37万円)を受けられるのが「年収200万円以下」に限られていましたが、改正後は「年収665万円」の層まで最大額(42万円)が適用されるようになります。

(適用時期)

◇所得税：2026年(令和8年)分から適用

◇住民税：2027年度(令和9年度)分から適用

■中小企業関連

①少額減価償却資産特例の拡充
中小企業が取得した少額資産を即時償却できる「少額減価償却資産の特例」について、物価高騰による備品等の価格上昇を踏まえ、対象となる資産の単価基準が「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられます。

適用期限は令和11年3月31日まで3年間延長されます。

ただし対象となる法人から常時使

用する従業員数が400人を超える法人は適用除外となります。

②賃上げ促進税制

賃金を上げた企業の法人税負担を減らす賃上げ促進税制については、大企業は制度を前倒しで廃止し、中小企業に対しては現行の支援策が維持されます。

大企業は、本来の適用期限の2027年3月末を待たずに、2026年3月31日をもって廃止されます。

資本金1億円以下の中小企業は前年度比で雇用者全体の給与総額の増加率1・5%以上という要件は変わりません。ただし、教育訓練に係る上乗せ措置は廃止。

③法人版事業承継税制に係る
特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度(法人版事業承継税制)については、都道府県に特例承継計画を提出して認定を受けなければなりません。この特例承継計画の提出期限について、現行では2026年3月31日とされていますが、1年6カ月延長されて2027年9月30日までとなりました。

ただし、事業承継税制自体の適用期限についての延長はなく、2027年12月31日までとされていますので、注意が必要です。



暗号資産等取引の国際報告制度「CARF」が国内でスタート

令和8年1月1日から、暗号資産（仮想通貨）の取引情報を世界各国の税務当局間で共有する新しい制度「暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）」が国内で始動しました。

■海外取引の透明化

この制度は、OECD（経済協力開発機構）が策定した国際ルールで、暗号資産を利用した国際的な脱税や租税回避を防ぐことを目的としています。これにより、非居住者の暗号資産の取引情報を各国の税務当局間で自動的に教え合うこととなります。

例えば、海外の暗号資産交換業者を利用している場合、その取引情報は、外国の税務当局を通じて日本の国税庁へ提供されることとなります。

日本では、令和6年度税制改正において導入が決まっており、国税庁では施行に先立つ昨年12月に利用者向けのリーフレットを公開。暗号資産交換業者等を通じて情報を収集する準備を進めていました。

■届出書の提出と記載事項

令和7年12月31日時点で既に国内の暗号資産交換業者等と取引をしている者は令和8年12月31日までに、令和8年1月1日以後新たに国内の暗号資産交換業者等と取引を開始する者は口座開設時の手続きの中で、暗号資産交換業者等に届出書を提出する必要があります。

届出書には、氏名・住所（名称・所在地）、生年月日、居住地国名、居住地国が外国である場合のその居住地国の納税者番号など、所定事項を記載することになります。居住地国が日本である場合も、居住地国名として「日本」と記載して届出書を提出する必要があります。

なお、これらの情報を期限までに提出しなかった場合や、記載内容に虚偽があった場合は、法令に基づいて罰則が科される可能性があります。特に、既に国内の暗号資産交換業者と取引をしている方は、その業者からの案内を見逃すことのないように注意しましょう。

2月の税務と労務

一 税 務

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月16日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月2日から3月16日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3月2日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…3月2日

税制改正と財源の確保

今回の税制改正大綱では、ガソリン税の暫定税率の廃止や来年度からの高校授業料の無償化に伴う安定財源の確保策が課題となりました。▼暫定税率の廃止に伴い、ガソリン税では国・地方あわせて年間1兆円程度、地方税の軽油引取税を含めると1兆5000億円程度の減収が見込まれます。▼高校授業料の無償化や給食費の無償化に伴う費用は7000億円程度とされ、必要となる安定財源は合わせて2兆2000億円程度となります。▼これについて、今回

の税制改正では、「賃上げ促進税制」や「研究開発税制」などを中心に見直すとしています。必要額には届いていません。不足する分については、引き続き、税による対応に加え、歳出改革などを行うとしています。▼減収分を補う財源については、財政問題の核心でもある社会保障費の負担のあり方について、根本的な見直しへ踏み込むことが不可欠といえます。将来への責任から目をそらすことなく、財源論とも誠実に向き合う必要があります。